

2012年度協約・協定改訂第4回団体交渉 定年延長、専任社員の雇用・労働条件、駅還流、 一方的休日出勤、年休問題について議論

本部は8月31日、協約・協定改訂第4回団体交渉を開催しました。今回は主に60才定年関連、専任社員の雇用・労働条件、駅還流、一方的休日出勤、年休問題について議論しました。主な議論内容は以下の通りです。業務速報も参照して下さい。

- ◇改正高齢法が成立した。法の趣旨を踏まえ高齢者の雇用安定のため定年を65才とすること。
- ◆現状の仕組みで十分。現行の継続雇用制度は十分機能している。未来にはあり得るかもしれないが、現時点では定年延長は考えていない。
- ◇すでに専任社員の対象外とされている社員も含め、希望する者は全員再雇用せよ。
- ◆今後示される「厚労省指針」にもよるが、改正高齢法の主旨に基づき、希望する者については無年金期間をなくすようにやっていく。
- ◇改正高齢法施行に先がけ、現行再雇用基準を撤廃せよ。
- ◆現行基準は最低クリアしていただきたい。法律的にも問題なく適切だ。今年度は撤廃する考えはない。

- ◇運輸系統社員が異動する場合、本人の希望を前提とし強要しないこと。
- ◆3職種経験することが有用、変更する考えはない。

- ◇休日出勤を解消するつもりがあるのか！ 解消のために必要な要員を配置せよ。
- ◆休日出勤削減に努めていくがゼロにすることは困難ではないかと考えている。業務には波があり、そのピークに要員をあわせることはしない。
- ◇休日出勤の指定は本人の承諾を得ること。
- ◆就業規則で社員に休日勤務を命じることができるとされており、本人の承諾が必要とは考えていない。

- ◇依然として年休取得が困難！ 時季変更権を行使するなら変更後の時季を指定せよ。
- ◆昨年度は一人おおむね17日の年休を発給している。業務の正常な運営を妨げる場合に時季変更権を行使している。現行の取り扱いを変更するつもりはない。
- ◇適正要員を配置しないから年休取得が困難なのだ。臨時列車、波動業務に対応した要員を配置すること。
- ◆適正要員は配置している。

第5回団体交渉は9月5日です。勤務、休暇、手当等について議論します。